国際特別委員会

米国の連邦税(Federal Taxes)と州税(State Taxes)

令和2年(2020年)の十大ニュースといえば、 コロナ禍に加えて、11月米国大統領選挙で現職ト ランプ大統領が民主党バイデン候補に敗れたこと も含まれるのではないでしょうか。特に、日本人 にとって違和感を持ったのは、米国各州の郵便投 票締め切り方法がまちまちで選挙結果確定に時間 を要したことではないでしょうか。米国50州は、 合衆国という連邦共和国を構成する国家であり、 各州と連邦は国家主権を共有し、各州が州憲法を 持ち、合衆国憲法によって合衆国に委任されず州 に対して禁止されなかった権限は、各州に保留さ れるため、州には大きな自治権があり州の税制も 州政府が独自に定めています。

米国合衆国の連邦政府が課す租税を、連邦税 (Federal Taxes) といい、日本の国税に相当し ます。執行はわが国の国税庁に相当する内国歳入 庁 (Internal Revenue Services:IRS) が行って おり、連邦税法は、内国歳入法典(U.S. Code: Title 26, Internal Revenue Code (I.R.C.)) や 財務省の制定する規則、内国歳入庁(IRS)の発 するガイドライン、そして裁判所の判例から成り 立ちます。連邦税として、連邦法人税(Corporation Income Tax) 及び連邦所得税 (Individual Income Tax)、遺産税 (Estate Tax)・贈与税 (Gift Tax)、雇用関係税 (Employment Tax)、 消費(物品)税(Excise Tax)そして関税(Customs Duty) 等が課せられています。

州政府や地方政府(郡、市、町、地区)には、

それぞれ独自の制定法、条例、行政規制や裁判所 の判断という形で州税法があります。州が課す租 税を州税 (State Taxes)、地方政府が課す租税 を地方税(Local Taxes)といい、各州も固有の 徴税当局を有しています。州税として、州法人税 (State Corporation Income Tax)、州所得税 (State Individual Income Tax)、売上稅 (Sales Tax)、固定資産税 (Property Tax) 等が課せ られています。州法人税率は州毎に異なり、12% のアイオワ州から、テキサス州、オハイオ州、ネ バタ州、ワシントン州など州法人税が存在しない 州まであります。ただ、州法人税が存在しないか 極端に税率が低い州では、売上税や固定資産税の 税率が高い場合が多くなっています。アラスカ州 のように売上税や州所得税が無い州もあります。 ちなみに、トランプ大統領の主な居住地であるフ ロリダ州には州所得税がありません。

多様な米国の州税制度は、税務申告や税法体系 が複雑になりそうですが、地方分権や地域主権が 唱えられて久しい日本にとっては、研究対象とし て魅力的なのではないでしょうか。

(国際特別委員会 渡邉弘一)

【参考文献】:

伊藤公哉(2019)「アメリカ連邦税法」第7版 日本税理士会連合会 • 国際税務情報研究会 (2019) 「米国税制視察調査報告書」

日本貿易振興協会(JETRO) HP「米国の税制」